

平成 28 年 3 月

お客様各位

一般社団法人 日本火災報知機工業会



消防用設備等の適正な維持管理について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

消防用設備等の維持管理につきましては、平素から特段のご配慮をされておられることと推察いたします。消防用設備等は火災の警報、消火・抑制、避難、消防活動支援などに使用され、火災から人命及び財産を守る重要な設備です。

平成 13 年に発生した新宿歌舞伎町の火災では、死者 44 人、負傷者 3 人の大惨事となりました。出火原因は放火の疑いと言われていますが、火災拡大の要因は以下の通りです。

自動火災報知設備が正常に作動しなかった。防火戸は有効に閉鎖しなかった。
3 階には避難器具が設置されていなかった。

いずれも防火管理及び消防用設備等の維持管理が不十分であったことが、被害を拡大したといえます。この火災を契機に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度の新設、措置命令等違反に対する罰則が強化されました。

また、一部の違反行為については法人に対する罰金が大幅（最高 1 億円）に引き上げられました。全国の政令指定都市では火災予防上の命令を受けている対象物をホームページ上で公表しています。

平成 26 年度版の消防白書によると、建物火災の出火件数は約 25,000 件、建物火災の死者数は約 1,250 人となっています。出火原因は連続して放火が 1 位で、放火の疑いを含めると約 1/7 を占め、外部からの火災危険が高くなっています。

近年は企業の経営者がリスク管理を確実にこなうことが求められています。万が一の火災は、企業内の人的損失、資産の損失の他、顧客データの損失、サービスの停止など種々のリスクが顕在化し、損害賠償、法的制裁、信用の失墜にいたります。

建物の安全を維持・向上するためには消防用設備等の維持管理を確実にこなっていただくことが大事となります。

裏面に維持管理に必要な項目を明示しましたので、消防計画、防火管理、長期修繕計画に役立てていただけるようお願いいたします。

謹白

消防用設備等の維持管理に必要な項目

1 消防用設備等の点検と報告

消防用設備等は消防法で点検と点検結果の報告が義務付けられています。

2 自主点検、自主検査

上記法定点検の外、年に2回以上防火管理者などが定期的に自主点検を行なう。火気関係・避難障害・防火戸の閉鎖障害・消防用設備等の操作障害などは毎日、建築構造・防火施設・避難施設は定期的に自主検査を行なう。

3 法定点検の指摘事項、自主点検・自主検査の不備及び欠陥は改修

管理権原者は、消防用設備等の点検、自主点検・自主検査の結果を確認し、不備・欠陥は改修する。改修の予算措置に時間がかかる場合は改修計画を立て、改修を促進する。

4 定期交換部品の交換

スイッチング電源・蓄電池・CRTディスプレイ・LCD（液晶ディスプレイ）など寿命を有する部品は、定期的に交換するように計画する。放置しておくシステム停止など、致命的障害に至る恐れがあります。

5 長期修繕計画とリニューアル

- ・消防用設備等を構成する機器には、多くの電気・電子部品が使用されており、経年により劣化することが知られている。長期修繕計画を立て、製造から15年～20年経過した場合は、受信機等システムのリニューアルを推奨致します。
- ・製造から10年～15年経過した場合は、機器性能の劣化状況を確認するために劣化診断を行なうことが有効です。
- ・機器の物理的劣化だけでなく、修理が多くなり経済的負担が多くなった場合、補修用部品の入手が困難になった場合、技術の進歩により性能的に陳腐化した場合などはリニューアルの対象となります。

- 消防用設備等に限らず、建物は維持管理を適切に行なうことが、建物の機能維持、資産価値の向上につながります。
- 防火管理：管理権原者は防火管理者を定め、所定の防火管理業務を行わなければならないことが消防法で定められています。防火管理業務には、消防計画の作成・自衛消防組織の構築・防災教育・消防訓練などがあります。
- 法改正への適合：防災設備の信頼性向上、火災による惨事を防止するために法改正が行われます。連結送水管・消防用ホースの耐圧性能点検、防火対象物定期点検など法改正に対応した維持管理が必要です。

上記維持管理項目を参考に消防用設備等の適正な維持管理を促進するようお願いいたします。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル（新台東）

TEL 03 (3831) 4318 FAX 03 (3831) 4365 H27